

春日井市外国語指導助手派遣業務プロポーザル実施要領

1 目的

春日井市教育委員会は、春日井市立全小中学校に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置して、小学校での英語活動、外国語活動及び小中学校での外国語科における指導の充実を図っています。この事業においては、児童生徒と共に外国語でコミュニケーションを行うALTの能力、そしてALTを派遣する業者の事業に対する理解と姿勢が極めて重要であるため、業者選定において、提案書によるプレゼンテーションを基本とした公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施します。

2 事業の概要

(1) 件 名

外国語指導助手派遣業務

(2) 事業の目的

ALTを配置して、小学校での英語活動、外国語活動及び小中学校での外国語科等における英語指導の充実を図るとともに、学校生活や行事等での言語活動を通じて、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育む。

(3) 事業内容

「令和9年度～令和11年度 外国語指導助手派遣業務仕様書」及び「春日井市外国語指導助手活用方針」のとおり

(4) 派遣期間

令和9年4月1日（木）から令和12年3月31日（日）まで

3 参加資格

- (1) 国、地方公共団体において、同様の業務の実績を有していること。
- (2) 参加届提出締め切り時点において、あいち電子調達共同システムの名簿（令和8～9年度に有効であること）に登録されていること。
- (3) 「春日井市外国語指導助手活用方針」を理解し、「令和9年度～令和11年度 外国語指導助手派遣業務仕様書」に定める事業内容に対応できること。
- (4) 労働者派遣法に基づく派遣事業許可を受けていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。

4 日程表

	手続項目	実施日
1	公告	令和8年10月8日（木）
2	質問書の提出	令和8年10月15日（木）午後5時（期限）
3	質問に対する回答	令和8年10月21日（水）
4	プロポーザル参加届の提出	令和8年10月23日（金）午後5時（期限）
5	選定委員会による参加資格 審査	令和8年10月27日（火）
6	参加資格審査結果通知	令和8年10月29日（木）
7	提案書・見積書の提出	令和8年11月12日（木）午後5時（期限）
8	プロポーザル・ヒアリング 実施日時等の通知	令和8年11月17日（火）
9	プロポーザル・ヒアリング の実施	令和8年11月26日（木）（予定） 午後1時15分～
10	結果通知	令和8年12月上旬

5 プロポーザルへの参加について

プロポーザル・ヒアリングに参加を希望する事業者は、様式1「プロポーザル参加届」に企業概要を添付の上、令和8年10月23日（金）午後5時までに持参又は書留郵便（必着）で提出してください。

6 提出書類等

(1) 提出書類

ア 提案書 7部

任意様式の紙文書に下記の項目を記載すること。

【重要】提出する7部のうち、1部は「正本」として住所、法人名称、代表者氏名等を記載し、法人印及び代表者印を押印すること。残り6部は「審査用（副本）」とし、審査の公平性を期すため、表紙、本文等に法人名称、代表者氏名、法人印、代表者印、その他自社を特定できる名称やロゴ等を一切記載しないこと。

- ① ALT派遣業務実績の状況
- ② ALTの採用体制
- ③ ALTの登録数
- ④ ALTの研修体制、管理体制
- ⑤ ALTの危機管理体制

⑥ ALTの効果的な活用方法

以下の内容について、実施可能な具体的提案があれば記載してください。

- a 給食時、課外活動又は部活動等授業以外の時間において、児童生徒並びに外国語活動及び外国語科を担当する教職員に対する活用方法
- b 学校外での活動において、児童生徒の異文化コミュニケーション能力の向上につながる活用方法

イ 見積書 1部

- ① 別表1の内容を記載した任意様式の見積書に、住所、法人名称、代表者氏名、電話番号、担当者連絡先（氏名、電話番号、電子メールアドレス）を記載し、法人印及び代表者印を押印すること。
- ② 見積金額は、令和9年度～令和11年度の合計金額とし、各年度の上限金額は、次のとおりとする。

年度	上限金額（消費税及び地方消費税を含む額）
令和9年度	70,400,000円
令和10年度	70,400,000円
令和11年度	70,400,000円

※見積金額については、学校教育課において規定の算定方法に基づき機械的に点数化し、評価を行います。審査員には非公開とします。

(2) 提出方法

持参又は書留郵便

(3) 提出期限

令和8年11月12日（木） 午後5時（必着）

(4) 留意事項

ア 提案書は、原則A4版縦とし、構成上必要なものについては、A3版横も可とします。

イ 提案書は、合計20枚以内とします。（表紙・裏表紙を除く。両面印刷不可）

7 派遣業者の選定

(1) プロポーザル・ヒアリングの実施

ア 実施日

令和8年11月26日（木） ※予定

当日の集合時間、集合場所等は、令和8年11月17日（火）までに担当者連絡先の電子メールアドレスに電子メールで通知します。

イ 出席者

3人までとします。

ウ プロポーザルの方法

- ① 会社の概要説明は極力簡素にすることとします。
- ② 配分時間は25分間とします。なお、説明は15分間までとし、残りの時間をヒアリング（質疑応答）とします。
- ③ 提案書によるプレゼンテーションとします。拡大紙、OHP、プロジェクター、パソコン等は、一切使用できません。

(2) 選定方法

業者の選定については、企画提案書等に基づくプロポーザル・ヒアリングの実施を踏まえ、教育委員会及び学校関係者で構成する選定委員会において、別表2「選定基準・審査内容」に基づく評価を行い、次のとおり審議します。

ア 選定にあたっては、審査員評価（90点満点）及び事務局評価（10点満点）を合算した総合得点（100点満点）が、60点以上である者を「選定候補者」の要件とします。基準点に達しない提案者は、次項の順位付けの対象外（不選定）とします。

イ 各委員が評価を行い、委員ごとに合計点の高いものから順位を付け、第1位と評価した委員を最も多く獲得した提案者を選定業者とします。

ウ 第1位と評価した委員が同数の場合は、第2位と評価した委員をより多く獲得した提案者を選定業者とします。

エ 第1位の数及び第2位の数が同数である場合、各委員の合計点を集計した点数（総合得点）がより高い提案者を選定業者とします。

オ 総合得点も同点である場合、見積金額がより低い提案者を選定業者とします。

カ 選定委員会で選定された業者が辞退した場合及び失格又は無効に該当した場合は、次順位の参加業者を新たな選定業者とします。（※ただし、次順位者も基準点に達している必要があります）

キ プロポーザル参加業者が1者となった場合も、プロポーザル・ヒアリングを実施し、選定委員会において基準点を満たしているか評価・審議・決定を行います。

8 審査結果

審査結果は、令和8年12月上旬までに、全てのプロポーザル参加業者に通知します。

9 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、教育委員会及び選定委員会における使用に限り、必要に応じて複写することがあります。
- (3) 提出期限後の提出書類の追加及び差し替えは、原則として認めません。
- (4) 提出された書類については、春日井市情報公開条例に基づく開示請求があった場

合は、請求の対象文書となります。

10 問い合わせ・書類提出先及び注意事項

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市教育委員会 学校教育課

電 話 0568-85-6442

ファクシミリ 0568-85-0991

電子メールアドレス gakko@city.kasugai.lg.jp

- 本件に関する質問は、令和8年10月15日（木）午後5時までに様式2「質問書」により上記問い合わせ先に提出してください（ファクシミリ及び電子メール可。その場合、確認の電話連絡をしてください。）。
- 提出された質問については、令和8年10月21日（水）までに随時質問者へメールで回答します。また、参加資格審査後、プロポーザル参加業者へ、質問と回答一覧をメールでお知らせします。（質問者名は表示しません。）

11 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、プロポーザル参加業者の申請は失格又は無効となります。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 選定委員会委員、事務局職員及び本件関係者に対し、本件に関して不正な接触の事実が認められたとき。
- (5) 指名登録業者資格を有しないことが判明したとき。
- (6) プロポーザル参加業者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等によりプロポーザル参加業者が業務を行うことについてふさわしくないと教育委員会が認めたとき。
- (8) その他不正な行為があったと教育委員会が認めたとき。

12 その他

- (1) プロポーザル参加に係る経費は、全て申請者の負担とします。
- (2) 今回のプロポーザルの実施に関しては、説明会を行いません。
- (3) 本業務の実施は、議会における当該案件に係る各年度（令和9、10、11年度）予算の成立を条件とするものです。

別表1 (6 (1)イ①関係)

	項目	記載内容
1	住所	同左
2	法人名称	同左
3	代表者氏名	同左
4	電話番号	同左
5	担当者連絡先	担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス
6	件名	外国語指導助手派遣業務
7	あて先	春日井市長 石黒 直樹
8	見積金額	消費税及び地方消費税額を含む金額 (円) ア 令和9年度の見積額 イ 令和10年度の見積額 ウ 令和11年度の見積額
9	内訳金額	見積金額の内訳金額 (各年度) ア ALT一人当たり人件費 イ ALT人数 ウ 採用・研修費等の管理費 エ その他必要な費目 オ 上記 (ア×イ) +ウ (+エ) の小計金額 カ 上記オに係る消費税額 キ 上記オ+カの合計金額 (=「8 見積金額」)

別表2 (7(2)関係)

選定基準・審査内容

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 実施体制・適格性	会社の業務内容に関すること	会社のコンセプト、業務内容等が業務目的の達成に適しているか。	5	30
	A L Tの採用体制	A L Tの採用体制、採用基準、採用方法が業務の実施に適しているか。	5	
	A L Tの研修体制	採用から配置先での業務を行うまで、及び業務を開始してからの研修体制が適切に行われるか。 外国語指導のカリキュラム、指導法、教材等に関する研修体制はどうか。	10	
	A L Tの管理体制	A L Tの適格性を担保するための仕組みが整っているか。また、こども性暴力防止法(日本版 DBS)等の関連法令を正しく理解し、遵守するための社内管理体制や運用ルールが適切に構築されているか。	5	
	危機管理体制	A L Tが関係する事故等への体制、欠員等が生じた場合の対応方法、各種保険への加入等は適切か。	5	
2 業務の効率性・提案理解度	実 績	A L T業務の実績を有しているか。また、その内容はどうか。	10	20
	方 針 理 解 度	方針を十分理解した提案ができているか。	10	
3 企画提案・独自性	A L Tの効果的活用に関すること	方針に掲げる「4 A L Tを活用した具体的アプローチ(取組①～④)」の趣旨を十分に理解し、それを効果的に実践するための具体的な企画や工夫が盛り込まれているか。	30	30
4 価 格	見 積 額 (※学校教育課評価)	評価点＝配点×(見積額のうち最低見積額÷提案者の見積額) ※小数点以下切り捨て	20	20
計			100	

様式1 (5 関係)

プロポーザル参加届

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長 石黒 直樹

住 所

参加者

氏 名 印

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

春日井市外国語指導助手派遣業務業者選定に関するプロポーザル参加を希望します。

- 1 件 名 外国語指導助手派遣業務
- 2 場 所 春日井市立小中学校
- 3 担当者名等

1	担当者名	
2	電話番号	
3	F A X番号	
4	メールアドレス	

様式2 (10 関係)

質 問 書

令和 年 月 日

法 人 名 称	
担 当 者 氏 名	

	文書名 (プロポーザル実施要領) (仕様書) (イングリッシュキャンプ 仕様書)	ページ ・ 項目番号	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			